

第 8 期 中間決算公告

平成24年12月17日

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長 齋藤 次郎

中間連結貸借対照表（平成24年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	14,600,973	貯 金	174,686,163
コーポレーション	1,908,255	保険契約準備金	86,765,167
債券貸借取引支払保証金	7,292,075	支 払 備 金	953,692
買入金銭債権	92,794	責 任 準 備 金	83,352,691
商品有価証券	88	契約者配当準備金	2,458,783
金銭の信託	3,168,692	債券貸借取引受入担保金	9,838,407
有価証券	241,152,462	外 国 為 替	182
貸 出 金	17,378,131	そ の 他 負 債	3,461,981
外 国 為 替	2,507	賞 与 引 当 金	90,052
そ の 他 資 産	1,228,531	退 職 給 付 引 当 金	3,350,148
有形固定資産	2,730,829	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	880
無形固定資産	238,140	価 格 変 動 準 備 金	471,152
繰延税金資産	424,782	繰 延 税 金 負 債	421,352
支払承諾見返	160,000	支 払 承 諾	160,000
貸倒引当金	6,805	負 債 の 部 合 計	279,245,489
社会・地域貢献基金資産	62,728	（純資産の部）	
		資 本 金	3,500,000
		資 本 剰 余 金	4,503,856
		利 益 剰 余 金	2,141,096
		株 主 資 本 合 計	10,144,952
		社 会 ・ 地 域 貢 献 基 金	60,204
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,036,629
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	54,469
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	982,159
		少 数 株 主 持 分	1,381
		純 資 産 の 部 合 計	11,188,697
資 産 の 部 合 計	290,434,187	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	290,434,187

中間連結損益計算書

〔平成24年4月1日から
平成24年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	7,909,728
郵便事業収益	777,541
銀行事業収益	1,101,890
生命保険事業収益	5,958,044
その他経常収益	72,252
経 常 費 用	7,350,998
業務費用	6,125,790
人件費	1,101,959
減価償却費	81,060
その他経常費用	42,188
社会・地域貢献基金運用収益	2,527
社会・地域貢献基金運用収入	2,527
社会・地域貢献基金運用費用	0
経 常 利 益	561,256
特 別 利 益	1,264
固定資産処分益	317
関係会社清算益	241
受取補償金	489
その他の特別利益	216
特 別 損 失	21,925
固定資産処分損	2,361
減損損失	3,230
価格変動準備金繰入額	12,937
グループ再編関連費用	3,059
その他の特別損失	336
契約者配当準備金繰入額	154,672
税金等調整前中間純利益	385,924
法人税、住民税及び事業税	223,520
法人税等調整額	74,505
法人税等合計	149,014
少数株主損益調整前中間純利益	236,909
少数株主利益	37
中間純利益	236,872

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 16社

主要な会社名

郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

主要な会社名

東京米油株式会社、ニッテイ物流技術株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 1社

S D P センター株式会社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

主要な会社名

東京米油株式会社、ニッテイ物流技術株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 16社

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券は原則として、株式については中間連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。）については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記と同様の方法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～65年

その他 2年～75年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

従来、有形固定資産の減価償却方法については、建物（建物附属設備を除く。）を除いて、定率法を採用していましたが、当中間連結会計期間より、定額法に変更しております。

この変更は、連結子会社におけるシステム投資や大型の不動産投資を契機に、グループが有する全ての資産を対象に減価償却方法を見直した結果、使用期間を通じて各資産は安定的、平均的に費消されると見込まれることから、資産の使用実態を適切に反映し、収益との合理的な対応を図るためには、使用期間にわたり費用を均等に配分させる定額法を採用することが妥当と判断したことによります。

この変更により、従来の方法と比較して、当中間連結会計期間の経常利益は15,368百万円増加し、税金等調整前中間純利益は15,236百万円増加しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについて

は、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社並びに連結される子会社及び子法人等（銀行子会社及び保険子会社を除く。）の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、分類（回収不能又は無価値と判定される資産）に分類した債権のうち、直接償却を行っている金額は、23百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年～14年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し昭和34年1月以降に退職した者の昭和33年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用（以下「整理資源」という。）の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の上連結会計年度から費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し昭和33年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用（以下「恩給負担金」という。）の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の上連結会計年度から費用処理しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括へ

ッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(11) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(13) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成 22 年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により責任準備金を 10 年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い、当中間連結会計期間に積み立てた額は、85,279 百万円であります。

(14) その他

当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

社会・地域貢献基金は、改正前の日本郵政株式会社法第 13 条により積立が規定されているものであります。当中間連結貸借対照表に計上されている同基金は、前連結会計年度末までに積み立てられたものであります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く。)は、963百万円であります。

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは7,345,475百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、ありません。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 39,947,432 百万円

担保資産に対応する債務

貯金 32,402,124 百万円

債券貸借取引受入担保金 9,838,407 百万円

支払承諾 160,000 百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保、先物取引証拠金の代用として、有価証券4,141,421百万円を差し入れております。

5. 連結される子会社においては、料金後納郵便の利用者から担保として有価証券を受け入れております。受け入れた有価証券の中間連結決算日における時価は、5百万円であります。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、7,735百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,000百万円あります。

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている銀行子会社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

773,704 百万円

8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	2,511,441 百万円
当中間連結会計期間契約者配当金支払額	211,940 百万円
利息による増加等	4,853 百万円
年金買増しによる減少	243 百万円
契約者配当準備金繰入額	154,672 百万円
当中間連結会計期間末現在高	2,458,783 百万円

9. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額67,707,785百万円を積み立てております。

また、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金2,595,465百万円、価格変動準備金444,182百万円を積み立てております。

10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結会計期間末における保険子会社の今後の負担見積額は14,672百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した中間連結会計期間の業務費として処理しております。

11. 中間連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

12. 「システムに係る役務提供契約」(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

1年内	7,131 百万円
1年超	8,958 百万円

13. 偶発債務に関する事項

連結される子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、日本郵政公社より承継したものです。その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求められることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、平成24年9月30日現在、発生する可能性のある解約補償額は121,179百万円です。

なお、具体的な解約補償額の算定方法は未確定であるため、一定の仮定に基づき算出した額を注記しております。

また、連結される子会社の都合により解約した場合であっても、当該建物を取り壊さないときには補償を行わないことから、全額が補償対象とはなりません。

14. 当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(国内基準)は60.18%であります。

(中間連結損益計算書関係)

- 1 . 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のため、当中間連結会計期間において契約者配当準備金へ 143,968 百万円を繰り入れております。
- 2 . 当中間連結会計期間の中間包括利益の金額は、292,271 百万円であります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2) 参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	14,600,973	14,600,973	-
(2) コールローン	1,908,255	1,908,255	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	7,292,075	7,292,075	-
(4) 買入金銭債権	92,794	92,794	-
(5) 商品有価証券			
売買目的有価証券	88	88	-
(6) 金銭の信託(* 2)	3,231,420	3,231,420	-
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	142,976,140	148,766,081	5,789,940
責任準備金対応債券	24,059,726	25,332,686	1,272,959
その他有価証券	73,975,493	73,975,493	-
(8) 貸出金	17,378,131		
貸倒引当金(* 3)	254		
	17,377,876	18,684,834	1,306,957
資産計	285,514,846	293,884,703	8,369,857
(1) 貯金	174,686,163	175,469,379	783,215
(2) 債券貸借取引受入担保金	9,838,407	9,838,407	-
負債計	184,524,571	185,307,787	783,215
デリバティブ取引(* 4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(267)	(267)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(140,537)	(140,537)	-
デリバティブ取引計	(140,805)	(140,805)	-

(* 1) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(* 2) 「資産(6)金銭の信託」には、社会・地域貢献基金資産に含まれる金銭の信託を含んでおります。

(* 3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(* 4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金及び有価証券の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

短期間（１年以内）で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ）であり、取引所の価格、割引現在価値等により時価を算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（７）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（*）	141,101
合計	141,101

（*）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1 . 満期保有目的の債券 (平成 24 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国債	124,332,113	129,342,042	5,009,929
	地方債	8,595,975	9,014,004	418,028
	社債	8,178,621	8,529,759	351,137
	その他	176,011	180,482	4,471
	小計	141,282,722	147,066,289	5,783,567
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国債	1,010,596	1,009,455	1,141
	地方債	144,831	143,951	879
	社債	322,736	322,388	347
	その他	215,254	205,519	9,734
	小計	1,693,418	1,681,315	12,103
合計		142,976,140	148,747,604	5,771,463

2 . 責任準備金対応債券 (平成 24 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国債	22,043,599	23,268,598	1,224,999
	地方債	1,422,915	1,461,097	38,181
	社債	570,266	580,211	9,944
	その他	-	-	-
	小計	24,036,780	25,309,906	1,273,125
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国債	16,744	16,595	149
	地方債	4,737	4,722	14
	社債	1,464	1,461	2
	その他	-	-	-
	小計	22,946	22,779	166
合計		24,059,726	25,332,686	1,272,959

3 . その他有価証券（平成 24 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	152	123	28
	債券	50,977,380	49,556,471	1,420,909
	国債	38,145,112	37,113,272	1,031,840
	地方債	4,090,567	3,963,253	127,313
	短期社債	-	-	-
	社債	8,741,701	8,479,945	261,755
	その他	9,406,490	9,099,426	307,063
	小計	60,384,023	58,656,021	1,728,001
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	15,340	18,529	3,189
	債券	10,646,186	10,694,341	48,154
	国債	9,595,103	9,595,957	853
	地方債	52,242	52,263	21
	短期社債	288,978	288,978	-
	社債	709,861	757,141	47,279
	その他	4,149,838	4,273,835	123,997
	小計	14,811,364	14,986,706	175,341
合計		75,195,387	73,642,727	1,552,659

(金銭の信託関係)

1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成 24 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 24 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超える もの (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの (百万円)
その他の金銭の信託	3,231,420	3,179,118	52,302	158,997	106,695

(注 1) 社会・地域貢献基金資産における金銭の信託を含めて記載しております。

(注 2) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(賃貸等不動産関係)

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	74,582 円 11 銭
1 株当たり中間純利益金額	1,579 円 15 銭

(重要な後発事象)

日本郵便株式会社と郵便事業株式会社の合併について

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 30 号) が平成 24 年 10 月 1 日に施行され、郵政民営化法 (平成 17 年法律第 97 号) が改正されたことにより、同日をもって、同法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当社の連結子会社である郵便局株式会社は商号を日本郵便株式会社に変更し、同法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき郵便事業株式会社から会社の業務等を承継し、両社は合併いたしました。

1 . 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 日本郵便株式会社

事業の内容 郵便やゆうパック等に関する窓口業務、印紙の売りさばき、銀行代理業、金融商品仲介業、生命保険・損害保険の募集業務、不動産業、物販業、地方公共団体からの受託業務等

被結合企業

名称 郵便事業株式会社

事業の内容 郵便・国内物流事業、国際物流事業、ロジスティクス事業等

(2) 企業結合日

平成 24 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

日本郵便株式会社を存続会社とする吸収合併方式

なお、日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社は、当社の完全子会社であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

(4) 結合後企業の名称

日本郵便株式会社

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。